



令和6年4月利用 保育所などの利用申し込みの 一斉受付開始

☎保育幼稚園室(☎6384・1592FAX6384・2105)

令和6年4月からの保育所、認定こども園(保育)、小規模保育事業、事業所内保育事業の利用申し込みの一斉受付を行います。地域に関係なく申し込みめます。申し込みは電子申請です。必要書類など詳しくは市ホームページで確認してください。



保育所などの
オンライン手続き

申し込みの流れ

- ①8月28日(月)から市ホームページで公開される令和6年度保育所等利用申込案内を確認してください。
- ②9月29日(金)～10月13日(金)に市ホームページ内の「保育所等の利用申込フォーム【令和6年度】」から申し込みしてください。
- ③1月下旬に市から内定通知か利用不可通知が送られてきます。
- ④内定の場合、各保育所などで面談と健康診断を行います。
- ⑤市から利用決定通知が送られてきます。利用不可の場合は、以後案内できる場合のみ内定通知が送られてきます。

利用条件

保護者が次のいずれかの理由で保育を必要とする場合。

- ・週4日以上で1日4時間以上就労・就学している。
- ・妊娠中か出産後間もない。
- ・病気やけがをしているか心身に障がいがある。
- ・長期間、同居の親族をいつも看護・介護している。
- ・求職活動や起業準備をしている。
- ・その他、国が定める事由で家庭での保育が難しい場合。
3歳以上の幼児で療育・医療機関から保育所などでの集団保育が適当と判断された場合は、相談してください。

利用調整

申し込み数が各保育所などの年齢ごとの定員を超える場合は、保育を必要とする程度で優先順位をつけて調整します。上記申し込み期間中の申し込み分は令和6年1月12日(金)以降の一般受付分より先に利用調整を行います。

事前相談

申し込みに関する相談は原則、電話やメールを利用してください。保育幼稚園室の窓口での相談を希望する人は、混雑防止のためLINE^{ライン}で予約してください。予約方法など詳しくは市ホームページへ。LINEを利用できない場合は、電話で同室へ申し込んでください。相談時間は25分間。申し込みの一斉受付終了後も、窓口での相談は予約してください。



予約方法の
説明

市独自施策

第2子分の保育料無償化を予定しています

令和6年4月から、子育て世帯の経済的な負担の軽減を目的に、認可保育所などを利用する第2子分(0～2歳児)の保育料を無償化する予定です。

なお、第何子にあたるかの判定については、世帯の収入に関係なく生計を一にするすべての子をきょうだいとしてカウントします。